（郵信省認可）

（定價二錢）

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第千九百三十二號

明治廿一年五月廿二日　火曜日

（癸巳）

（西暦一千八百八十八年）

日出　午前四時三十二分
入　午後六時四十三分
月出　午前二時三十分
入　午後二時三十三分
滿潮　午前一時零八分
干潮　午後二時零八分

名古屋地方の時事新報賣捌所

從來名古屋地方の時事新報賣捌方は同地の石版舍に委託し居たれども今般都合よりて之を廢し更に名古屋榮町百四十二番戸金鍼館と特約を結び同地方の賣捌を取扱はせ候間以後同館へ御注文相成候得ば名古屋幷に其近傍い無遞送料にて時事新報配達可仕候又是迄石版舍より時事新報御購讀被成下候方々は御手數おがら此際右金鍼館へ更よ御注文被成下候樣奉願候

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六月迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
百一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢
百十一行至廿行	九錢	七錢	六錢	五錢
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

國會議員は無給たるべし

我輩が來る明治廿三年に於て開かるべき國會に就ての所望は此程來の紙上にも陳ずる如く地方の土地所有者中より議員を出し地主總代は心得と以て國政よ參與せしむるよ在り即ち日本と元來農產國にして國の財產は即ち土地なるが故に人民參政の本意、果して其私有の權を守るにありとすれば財產即ちその所有の土地を守ることそ第一の要務あれば先づ土地の所有者より議員を出し地主總代の心得を以て國政に參與すべしと云ふにあるなり左れば國會議員は全國人民の總代として國政に參し其私有の權利を守るの任よ當るものにして取も直さず銘々自身れ利益の爲めなれば之が爲めに他より報酬と受くるの理あるべからず西洋諸國の例に由るに國會の議員は全く無給なるものもあれば又は幾分の旅費手當等を受くるものもありて各國一樣ならずと雖も兎に角に銘々自己の私權を守る本分より視ると云は議員たる者は給料を受けざると以て至當あり之我輩は斷言もる者なり右は議員たる者の本分より立たる議論あれども我輩の宿論の如く國會よ地主總代を出して眞實土地の利害を代表せしめんとするにい彼の無責任ある時流政論家の出現を防ぐ事も亦肝要にして之を防ぐには議員を無給と定むるこそ第一の良方便なるべし蓋し時流の政論家なる者は多くい舊藩士族の末流にして身に財產を備ふるものとては少おく云はゆ政治を以て職業とおし議論に糊口するものあれば今もし議員に給料を與へ其所得案外に溫おるものともおさば彼の政論家は忽ち之を看て以て奇貨居くべしの思をおし紛々擾々その地位と熱望する其醜態の見るに忍びざる其上に世間徒らよ政論の喧しきを厭して施政の不便も亦少なからざることならん近來各府縣會の有樣を見るに議員中熱心の輩鬪はとかく常置委員の地位に集まりて其得失を以て一身浮沈の分目となすが如き觀なる況よあらずして其の地位には如何なる榮利のあるにやと問ふよ唯一月數十圓の手當を受くるよ過きず曙竟今の府縣會中よは時流の政論家ありて一月數十圓の手當、猶は無上の榮位となすが故おらんのを今この事例よりして國會議員に及ぼすに若しも其旅費手當等案外に溫なるに於ては議員の地位は徒らに擾々たる政論家が競爭の燒點となりて煩はしきに堪へざるのをならず終には其本旨たる財產保護の精神に孤負するの結果なしとも云ひ難し國の利害に於て輕々看過せべからざる所なり故に若し我輩の所說に賭び國會の議員は一切無給とおし相應に土地財產を所有し眞よ人民の總代たる資格を具ふるものにあらざれば職に就くを得ざるものとなすと況は時流の政論家は最早これと爭ふの力なくして自然に事の圓滑と來し第一には人民代理の目的を達し又一つには一國施政の便宜ともなる一擧兩得半失おれば策おれば議員無給の事斷じて行ふべきなり然りと雖も我輩は一方に向て議員の無給と望むと共に又行政官に向ても所望の靡なきにあらず抑も今の官途が民間羨望の府とおりて人々之に熱心するものは既よりの爵位の高きが上にその所得も亦甚だ豐よして今日人民一般生活の低度より仰ぎ見れば雲と隔て〻瀛洲を望むの感あるが故に之て其度の懸隔益〻甚しきときは羨望の府、變じて怨望の目的たらざるを保し難し事の宜しきを得るものと云ふべからざるなり故に我輩は國會議員を無給よすると同時に今の官途の當局者も斷然ろの俸給を辭し官民ともに鍵を論せず廉恥赤心以て國事に勤勞せん事を勸告する者なり左れば官吏中にても長官の指揮に從ひ只管事務に鞅掌する小官吏は即ち一種の職業にして技藝に衣食するものあれば俸給を受くる事、勿論なれども國事に參する高等政務官の位に在る人々は之と異なり其出所、素より技藝を賣るが爲めにあらずして且つ私の計は如何と云ふに家道既に豐ある其上に或は華族の榮爵に列して特賜の財產を得たるものさへある程の次第なれば更に之に繼ぐの恩給なきも衣食の道に於て顧慮の煩あるべからず然らば即ち斷然ろの俸給を辭するか又は大に之を減じ官民ともに唯一片の赤心を以て國事よ勤勞もるこそ千古の美談にして大丈夫得意の事ならん我輩は希望して止まざる所なり

官報

朕砲兵會議條例ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年五月十九日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十八號

砲兵會議條例

第一條　砲兵會議ハ砲兵監ニ隸シ武器彈藥裝具材料器械及其用法ヲ調査議定スル事項ヲ研究スル所トス〇第二條　會議ニ左ノ職員ヲ置ク「一」砲兵大中尉五人「二」事務官　砲兵少佐　一人「三」會議ニ關スル所ノ事務ヲ總理シ議事ヲ整理シテ其管掌ノ事ニ就テハ監ニ對シ擔保ノ責ニ任ス〇第四條　事務官ハ考案ノ起草物件ノ試驗ニ從事シ且經理及庶務ヲ分擔セシム〇第五條　會議ニ議員ヲ置キ之ヲ分チテ二部ト爲ス〇第七條　第一部議員ハ砲兵科佐官ヲ以テ之ニ補ス」但此議員ハ本職アル者ヲ以テ兼補スルモノトス〇第八條　第二部議員ハ議事上要スルニ方リ各本職アル參謀官諸兵科監督部軍醫部獸醫部ノ上長官並ニ陸軍技師ヲ以テ之ニ補ス」但此議員ハ其議事ヲ了レハ直ニ解任スルモノトス〇第九條　議事ニ當リ議長不在ナルトキハ其議席ニ限リ當該議員中高級ノ者議長ノ代理ヲ爲スヘシ〇第十條　凡ソ會議ノ議題ハ事ノ性質ニ因リ陸軍大臣或ハ參謀本部ノ參謀ヨリ發スルモノニシテ各其出タス所ヲ異ニスト雖モ之ヲ下付スルノ順序ハ陸軍大臣參謀ニスト雖モ之ヲ下附スルノ順序ハ陸軍大臣參謀ニ移シ監軍ハ監ニ附シ監之ヲ議長ニ下ス〇第十二條　試驗ノ爲メ材料職工又ハ模範等ノ製造ヲ要スルトキハ議長直接ニ砲兵工廠提理ニ就キ之ヲ求ムルコトヲ得但該費用ハ會議ヨリ辨償スルモノトス〇第十三條　物件ノ試驗又ハ模範等ヲ製造スル爲メ別途費用ヲ要スルトキハ其理由ヲ悉シ費用ノ豫算ヲ添ヘテ之ヲ監ニ具申スヘシ〇第十四條　物件試驗等ノ爲メ兵隊若クハ人馬ヲ要スルトキハ其理由ヲ悉シテ之ヲ監ニ具申スヘシ〇第十五條　試驗ノ事ニ就キ砲兵射的學校教導中隊ヲ要スルトキハ議長直接ニ校長ト協議シ之ヲ使用スルコトヲ得

朕工兵會議條例ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年五月十九日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十九號

工兵會議條例

第一條　工兵會議ハ工兵監ニ隸シ工具裝具材料器械及其用法並ニ築城ニ係ハル事項ヲ調査議定シ且常ニ外國工兵ノ事項ヲ研究スル所トス〇第二條　會議ニ左ノ職員ヲ置ク「一」工兵大中尉四人「二」事務官　工兵少佐　一人「三」工兵大中尉四〇第三條　議長ハ會議諸般ノ事務ヲ總理シ議事ヲ整理シ而シテ其管掌ノ事ニ就テハ監ニ對シ擔保ノ責ニ任ス〇第四條　事務官ハ考案ノ起草物件ノ試驗ニ從事シ且經理及庶務ヲ分擔セシム〇第五條　事務官ノ下ニ工兵上等監護、工兵監護、工兵曹長、工兵軍曹及屬若干名ヲ置ク〇第六條　會議ニ議員ヲ置キ之ヲ分チテ二部ト爲ス〇第七條　第一部議員ハ工兵科佐官ヲ以テ之ニ補ス」但此議員ハ本職アル者ヲ以テ兼補スルモノトス〇第八條　第二部議員ハ議事上要スルニ方リ各本職アル參謀官諸兵科監督部軍醫部獸醫部ノ上長官並ニ陸軍技師ヲ了レハ直ニ解任スルモノトス〇第九條　議事ニ當リ議長不在ナルトキハ其議席ニ限リ當該議員中高級ノ者議長ノ代理ヲ爲スヘシ〇第十條　凡ソ會議ノ議題ハ工兵監ヨリ下付スルモノ或ハ會議ノ立案ヨリ成ルモノトス〇第十一條　議題ハ事ノ性質ニ因リ陸軍大臣或ハ參謀本部ノ參謀ヨリ發スルモノニシテ各其出タス所ヲ異ニスト雖モ之ヲ下付スルノ順序ハ陸軍大臣參謀ニスト雖モ之ヲ下附スルノ順序ハ陸軍大臣參謀ニ移シ監軍ハ監ニ附シ監之ヲ議長ニ下ス〇第十二條　試驗ノ爲メ材料職工又ハ模範等ノ製造ヲ要スルトキハ議長直接ニ工兵方面提理ニ就キ之ヲ求ムルコトヲ得但該費用ハ會議ヨリ辨償スルモノトス〇第十三條　物件ノ試驗又ハ模範等ヲ製造スル爲メ別途費用ヲ要スルトキハ其理由ヲ悉シ費用ノ豫算ヲ添ヘテ之ヲ監ニ具申スヘシ〇第十四條　物件試驗等ノ爲メ兵隊若クハ人馬ヲ要スルトキハ其理由ヲ悉シテ之ヲ監ニ具申スヘシ

朕海軍參謀本部高等武官定員ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治廿一年五月十九日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第四十號

海軍參謀本部高等武官定員

部長　一人　將官

副官　三人

屬少佐大尉ノ内一人

部員　二人

第一局

局長　一人

局員　十一人

第二局

局長　一人

局員　七人

編纂課

課長　一人

課員　五人

計官部

計官　一人

副計官　一人

右ノ外部長ニ傳令使

第一局第二局編纂課ニ各國公使館ヲ置ク

將校トス

○遞信省告示第九十五號

自今香港郵政廳ノ媒介ヲ以テ交換ス

明治廿一年五月廿一日

雜

○清國游歷官　傅雲龍の巡遊を終りさるを以て米國へ向け出發の筈なりしが其出發を延期しなる由

○一等褒狀人名　去る褒狀授與式にて一等二人のゝ人名は左の如くなりしが上にその所得も亦甚だ豐よして今日人民一般生活の低度より仰ぎ見れば雲と隔て〻瀛洲を望むの感あるが故に之て其度の懸隔益〻甚しきときは羨望の府、變じて怨望の目的たらざるを保し難し事の宜しきを得るものと云ふべからざるなり故に我輩は國會議員を無給よすると同時に今の官途の當局者も斷然ろの俸給を辭し官民ともに鍵を論せず廉恥赤心以て國事に勤勞せん事を勸告する者なり左れば官吏中にても長官の指揮に從ひ只管事務に鞅掌する小官吏は即ち一種の職業にして技藝に衣食するものあれば俸給を受くる事、勿論なれども國事に參する高等政務官の位に在る人々は之と異なり其出所、素より技藝を賣るが爲めにあらずして且つ私の計は如何と云ふに家道既に豐ある其上に或は華族の榮爵に列して特賜の財產を得たるものさへある程の次第なれば更に之に繼ぐの恩給なきも衣食の道に於て顧慮の煩あるべからず然らば即ち斷然ろの俸給を辭するか又は大に之を減じ官民ともに唯一片の赤心を以て國事よ勤勞もるこそ千古の美談にして大丈夫得意の事ならん我輩は希望して止まざる所なり

一等之部

菊川重　杉森鼎士　伊賀働宗　有志摩長

肥後　同　同　同